

# 環中国海地域間交流と明帝国冊封体制

— 沖縄県『校訂本・歴史宝案』による新研究 —

川勝 守

## 序 言

琉球と中国・朝鮮・日本・東南アジア等の環東・南海（中国海）諸国との地域間交流の歴史は古く、シャコ貝・ゴホウラ・イモガイ・ホラ貝など琉球近海産貝類は、既に先史時代の縄文、弥生時代の遺跡から腕輪や釧のような遺物で確認される。降って飛鳥、白鳳、奈良、平安時代には夜光貝が螺鈿細工に用いられ、ホラ貝は法具といった、いずれも仏教美術品に使用されている。先史時代から奈良平安時代の琉球と日本本土との「貝の道」は極めて重要な物資輸送ルートであった<sup>①</sup>。中国と琉球の関係では、『隋書』に「流求」の名がみえ、唐、宋、元時代には中国陶磁器が琉球に大量に運ばれている。これは中国、後には朝鮮・日本・琉球・安南等も発信地となつて環中国海から環インド洋、アフリカ沿岸からヨーロッパへ通じる「陶磁器の道、セラミック・ロード」<sup>②</sup>である。しかし、環東・南海における琉球の海上交易が飛躍的に活発になり、交易量が爆発的に増大したのは一四世紀以降のいわゆる琉球王国の大交易時代のことである。すなわち、一四世紀後半、

成立して間もない明王朝に琉球、沖縄本島の中山・南山・北山の三山国が使者を派遣した。一五世紀には中山による統一が成り、明朝の冊封体制下に入った。以後一九世紀中葉まで、明清交替期の一時的中断を除いて、琉球王国と明清王朝との冊封関係という外交関係は正常に推移した<sup>③</sup>。この一五世紀以降の明清時代が琉球王国の大交易時代で、中国、朝鮮、日本、東南アジアとの輝かしい大交易時代を築いたとされる。

しかしながら、琉球王国の環中国海地域間交流は明代と清代との間に大きな断絶があるように思われる。端的に言えることは、『歴史宝案』の明代記事には琉球国の対明関係の交通だけではなく、北方の日本・朝鮮両国、南方の暹羅（シャム・タイ）・爪哇（ジャワ・インドネシア）・三仏齊（シユリヴィジャヤ・インドネシア）・満刺加（マラッカ・マレーシア）・蘇門答刺（スマタラ・インドネシア）・安南（ヴェトナム）・仏太泥（ブルネイ）等の国々との交通、通商関係の公文書数種が確認できる。それに比して清代の『歴史宝案』は漂流漂着記事が圧倒的に多く、朝鮮・日本、更に東南アジア諸国との交通・通商の記事は極めて少ないと言える。

ところで、中国人民大学の劉耿生教授<sup>④</sup>によれば、『歴史宝案』には「明档珍品」が多く含まれているという。膨大な清宮中档などの清档に比較して、明档は数少ない。同教授によれば、『歴史宝案』中の皇帝専用の詔書には、詔・勅・諭・旨・令・檄等の他

に題・奏・啓・表・箋・進章・書状・文冊・掲帖・制対・露布・訳等がある。実はかかる謂いは至極当然なのであるが、従来その指摘が見られなかったのは、『歴代宝案』のテキストが悪かったから気が付かなかっただけである。今般の沖縄県の事業として進められている校訂本『歴代宝案』はこれを手にすることによって初めて『歴代宝案』の真の姿、すなわち「明档珍品」の実像を視ることが出来る。本稿の作成の契機は、校訂本『歴代宝案』の出現であるということをまず述べておきたい。

## 一、進貢貿易と冊封関係

### ― 一五世紀の明・琉球・日本の国際関係 ―

中国周辺諸国は漢時代以後、中国の政治制度や諸文化、技術など各種文物、文化を吸収して自己の文化、文明を形成したが、そのために各周辺諸国君長は中国皇帝へ使者を派遣し、自己の領域の土産を進上品として献上して中国皇帝と君臣関係を結んだ。これを中国王朝側からみれば中国皇帝が周辺君長をそれぞれの封国に冊書を与えて封建するので冊封関係を結んだこととなる。その際、中国皇帝は、一つには中国の高い文化を慕って使者を派遣し朝貢して来た冊封国を期待通り教化するとして、二つには皇帝の恩恵として、進貢品の価格に数倍する下賜品を与えた。ここに周辺諸国の中国朝貢が進貢貿易を内容とするものであるとする所以

がある。いわゆる貿易の利のために国家の体面を犠牲にするのである。この事例として日本中世、室町幕府の三代足利義満の日本国王問題と日明勘合貿易がある<sup>5)</sup>。しかし、日本の場合、義満の日明関係以前、実は五世紀の倭五王時代まで、実に一千年以上にわたり、日本は中国王朝の冊封体制に組み込まれていなかった、という事実をいかに考えるか。それでも、その前半時期、六世紀から一〇世紀初まで、遣隋使、遣唐使が国書を携えて中国王朝に派遣された。それにより律令制度が日本に将来され、古代日本の政治の根幹が整備された。しかし、この時期でも日本は隋、唐兩帝国の冊封体制には入っていない。八九四年の遣唐使の廃止以後は日本は国家としては中国王朝との間に何の関わりも持っていない。僧侶と商人のみが中国と日本との間を往来していただけである。モンゴルⅡ元朝のフビライⅡハンの日本遠征は中国王朝伝統の冊封体制に日本を包摂しようと試みたものであったが失敗に終わった。しかし、その八十年後、元に代わった明王朝、しかも明建国者の明太祖ではなく、その後継者の成祖永楽帝によって、室町將軍足利義満を日本国王に封ずることが実現した。義満は朝貢貿易の利を選んだと言われる。特に、中国貨幣の「永楽通宝」は当時、貨幣鑄造を行っていなかった日本で唯一の流通貨幣の獲得方法であったことは無視できないことである。しかし、事態は大量の宋銭を輸入した時代でも共通するであろう。平安後期、特に神戸港を開港し、筑前(福岡)博多を整備した平家政権の時

代、及び入宋の企図まで持った鎌倉將軍源実朝やそれ以上に禪宗等宋文化の導入に熱心であった北条執権の鎌倉時代はどうであろうか。中国貨幣と中国文化の導入には中国王朝の冊封關係は必ずしも必要がないかのごとくである。日本が中国王朝の冊封体制に入るか入らないかは、貿易の利を考えるか否かではなく、冊封体制に入ることの意味、意義に関わることと思われる。ただし、中国王朝の冊封体制と言ふばあい、同じ東アジアの国と言つても、朝鮮、日本、ヴェトナム及び琉球ではその歴史的位置も外交的位置もかなりの差異が見られた。朝鮮は高句麗、三国、新羅以来、最後の李王朝まで一貫して中国王朝の冊封体制と接触し、常に緊張關係を持ち続けた。特に、唐代初期、元時代、清朝初期には軍隊の侵入、駐屯があつて、中国王朝の直接的支配を受けた。ヴェトナムも似た状況にあつたが、特に明清両王朝ではしばしば中国軍隊の直接的侵入を招いたり、直接支配、統治を受けたりした時期があつた。逆に日本は中国王朝の冊封体制に組み込まれた時期は明の一五〇年間だけであり、また、その直接支配を受けたことは全くなかつた。

琉球はまた、以上の各国、どれとも異なる。一五世紀の明代から中国王朝との正式な外交關係が始まる。東アジアでは最も新しい国家であつた。『歴代宝案』第一集巻一に、

皇帝頒賜琉球国中山王尚巴志、紗帽一頂、金相犀帶一条、紅羅衣服一副、紵絲四匹、羅四匹、襖絲布一十疋。王妃、紵絲

四匹、羅四匹、襖絲布一十四。

洪熙元年二月初一日。

とあるように、琉球国王及び王妃に対して服飾品各種が頒賜されている。更に翌年条に、

皇帝勅諭琉球国中山王尚巴志、今遣内官柴山前来、賜爾皮弁冠服、并齋銅錢、收買生漆及各色磨刀石。勅至、爾即頒價收買、交付内官柴山進來。故諭。

宣德元年六月初一日。

とあり、明宣德帝は内官の柴山を琉球に派遣し、中山王尚巴志に皮弁冠服を賜り、銅錢を与え、生漆及び各色の磨刀石等を價格を付けて收買させている。これについては『歴代宝案』第一集巻十二に、

琉球国中山王臣尚巴志謹奏、為開說事。宣德二年六月初六日蒙欽差内官柴山齋捧勅諭、頒賜皮弁冠服并銅錢、收買生漆及各色磨刀石、欽此。除欽遵切緣坐買第六樣磨刀石、本国採弁自進外、其各色磨刀石并生漆、別無所產、曷敢有違。隨即差令的当頭目管領人船、前至隣國產有地方收買。遇彼國爭戰、客路不通。若候完日、誠恐有誤應用。今依時價買到生漆二百七十斤、共五樣磨刀石、計三千八百五十五斤、先付欽差内官柴山、來船裝載、赴京進收。続後再買至日、另行進用。及備細移咨礼部外、謹具奏聞。右謹奏聞。

宣德三年二月十一日。琉球国中山王臣 尚巴志。

とあり、内官柴山が明から持参した銅銭で買収する物産の磨刀石・生漆等は琉球本国では調達できず、隣国日本からの輸入に依らざるを得ないものがあつた。しかし、日本は戦争中であり、買付けが難しいという。宣徳三年は日本の正長元年（一四二八）、日明関係を一時中断した四代將軍足利義持が死去した年であり、有名な正長の土一揆が起こった年でもある。有力守護大名は抗争を繰り返していた。問題は後に残すが、明と琉球との冊封関係に基づき進貢貿易は琉球産物だけで自律的に行うことが不可能であつたことを確認しておきたい。なお、『歴代宝案』第一集巻十二には、前掲部に続いて宣徳三年十月の琉球国中山王の上奏があるが、前掲文とほぼ同文である。更に『歴代宝案』第一集巻一の前掲部に続いて、

皇帝勅諭琉球国中山王尚巴志、前遣内官柴山等、齋銅銭買生漆等件、王克遵朕命、已買付其四具、見王之忠誠。其遣下銅銭壹百七拾壹万七千参百文。王可再於國中收買屏風・生漆各様・磨刀石等件、交付内官柴山内使阮漸等将回。故勅。

宣徳参年拾月拾参日。

とあり、その銅銭数は百七十一万七千三百文である。そして琉球国中山王に対して国中において屏風、生漆各様、磨刀石を収買して内官柴山及び内使阮漸に交付するように、兩名はそれらを明朝廷に持ち帰るように勅命するのであつた。因みに、同年同日付けの別の宣徳皇帝の勅諭は琉球国中山王尚巴志に対して、錦は毬紋

宝相花紅二匹、毬紋宝相花緑二匹、紵絲は織金胸背麒麟紅一匹、織金胸背白澤緑一匹、骨朶雲紅一匹、骨朶雲緑一匹、素青一匹、素藍一匹、紗は織金胸背麒麟紅一匹、織金胸背虎豹青一匹、骨朶雲紅一匹、骨朶雲緑一匹、暗花紅一匹、素青一匹、素藍一匹、素緑一匹、羅は織金胸背海馬青一匹、素紅一匹、素青一匹、素緑一匹、素藍一匹の各項織物が賜与され、同王妃にも錦は毬紋宝相花紅一匹、毬紋宝相花緑一匹、紵絲は織金胸背練雀青一匹、暗細花緑一匹、素紅一匹、素青一匹、紗は織金胸背練雀青一匹、暗花紅一匹、素青一匹、素緑一匹、羅は織金胸背白鸚紅一匹、素柳青一匹、素緑一匹、素藍一匹をそれぞれ頒賜している。

ところで、内官柴山が生漆等を買付けける銅銭百七十一万文は遺失したとするが、『歴代宝案』第一集巻十二には、その詳細が中山王の口から説明される。

琉球国中山王臣尚 謹奏、為開説事。先蒙宣徳二年六月初二日欽差内官柴山齋来勅諭、頒賜皮弁冠服、并齋銅銭二百万文、收買生漆及各色磨刀石、欽此。除欽遵外、将銅銭二十八万二千七百文、買得生漆及各色磨刀石、已於宣徳二年二月内、先附欽差内官柴山、来船装載、赴京進収。其余銅銭、続後再買至日、另行進用、已經備由具本奏聞、及移咨礼部外、切見本国別無所産。随差的当頭目管領人船、尽将前項其余銅銭装載到於隣国産有地方、俱已買得生漆及各色磨刀石完備、

海船裝載回還。至於本国海上小山、地名由魯奴地方、宣德五年十二月二十二日、船隻遭風打破、及差去頭目人等七十余名澆死。其余数人浮水登岸、并前項遺下銅錢一百七十一万七千三百文、尽買生漆及各色磨刀石、俱各漂散沈没無存。為此一節係于朝廷官物、未經奏聞。統蒙宣德五年八月初七日欽差内官柴山内使阮漸齋捧勅諭、開讀前項遺下銅錢一百七十一万七千三百文、收買屏風・生漆・各樣磨刀石等件、欽此。除欽遵緣本国採弁土產各樣磨刀石并屏風等物附搭。欽差内官柴山内使阮漸等、來船三隻裝載、赴京進貢。及移咨礼部知会外、謹具奏聞。

宣德六年。

すなわち、欽差内官柴山等が生漆及び各色磨刀石等買い付けのために琉球に持参した銅錢は二百万文、うち既にお買収済みの代金は二十八万二千七百文であり、残り百七十一万七千三百文は日本産の屏風・生漆・磨刀石をかうために船に積んだが、買い付けに失敗し、帰路の途中、琉球国海上の小山、地名は由魯奴(与論島?)で宣德五年十二月二十二日に遭難し沈没した。乗船していた買い付け責任者、船頭以下七十余名が死亡、その余数人が漂流して岸に上ったという。中山王のこの上奏は『歴代宝案』の次掲載が宣德六年四月初六日であるので、その日か、それより前の日付であろうと判断される。いずれにしても、欽差内官柴山等が持参した八五%が海難事故によつて遺失した。その明朝廷側の処置はいか

がであろうか。宣德八年六月二十二日琉球国中山王府は前年宣德七年正月二十六日付けの明皇帝の勅諭を示し、琉球国中山王及び王妃に衣冠服飾を賜与し、君臣関係の確認を行っている。明から琉球国王に粧花絨錦として西番蓮藍一匹、連勝宝相花紅一匹、細花黄一匹、細花緑一匹、紵絲は織金胸背麒麟紅一匹、織金胸背白澤青一匹、素青一匹、素紅一匹、素緑二匹、紗は織金胸背麒麟紅一匹、織金胸背獬豸青一匹、暗花骨朶雲青一匹、暗細花紅一匹、素青一匹、素緑二匹、素白一匹、羅は織金胸背麒麟紅一匹、織金胸背白鸚紅一匹、素緑一匹、素藍一匹、素紅一匹、素白一匹が頒賜され、同王妃には粧花絨錦として細花紅一匹、暗細花紅一匹、紵絲は織金胸背白澤紅一匹、素紅一匹、素青一匹、素緑一匹、紗には織金胸背獅子紅一匹、暗花骨朶雲青一匹、暗細花紅一匹、素緑一匹、羅には織金胸背獅子紅一匹、素紅一匹、素緑一匹、素藍一匹の各種織物が賜与された。

以上の宣德年間の事例で注意して置くべきことは、明王朝から琉球国中山王・王妃に賜った織物はいずれも規定通りの儀礼用服飾を制作すべき原材料であつて余剰はなく、従つて貿易や交易と呼べる内容は全く無かつたといえる。ただし、すでに述べたように明帝国から冊封国琉球国中山王に給される下賜品に対し、琉球から明に献上される貢納品、方物はそのすべてが琉球で自給できず、隣国日本にその供給を仰ぐ必要があつた。宣德五年十二月の海難事故はその過程で生じたもので、その解決には琉球と日本と

の通商取り引きの確保、安定化が求められた。そしてその海上地域間交流の国際関係の秩序として大皇帝の冊封体制があった。

明皇帝は日本国王の冊封関係の再開を期待する。『歴代宝案』巻一宣徳七年正月二十六日には、

皇帝勅諭琉球国中山王尚巴志、朕聞、王国与日本国接壤、商賈往来道路無阻。茲遣内官柴山等、来王国中公幹、并遣勅諭一道。王宜遣人齎去、与日本国王、令其遣使往来、和好及売賈生理、同享太平之福。如日本国王有使臣来朝、就令附搭内官柴山等船同来、王其体至懷故懷。

宣徳七年正月二十六日。

明皇帝宣徳帝は琉球国中山王尚巴志に勅諭して、琉球国が日本国と国境を接し、かつ商人の往来が自由に行われていることに鑑み、日本国王が明王朝への遣使朝貢を再開するように働きかけることを命じたのである。時に宣徳七年は日本の永享四年（一四三二）、宣徳三年が正長元年（一四二八）、有名な正長の土一揆の年である。室町幕府將軍は五代足利義量が応永三十二年（明洪熙元年、一四二五年）に死去の後、出家した父、四代義持が担当していたが、彼も正長元年には死亡した。義持は日明関係を開いた義満の子であったが、明朝への遣使朝貢には熱心でなく、義満の時代が終わった応永十五年（一四〇八）以後、一度も日明交渉を持たなかつた。その間の応永二十六年には明使呂淵が九州博多に来航し暫く太宰府に逗留、次いで兵庫から京都に赴き將軍義持に面会し

ようとしたが許さなかつた。父義満は京都北山第で明使者を盛んに供応しただけでなく、自らも大勢を引き連れて兵庫に行き、明船を見物するのが常であった。義持の死後、六代將軍に弟義教が就いたが日明関係の修復は俄には成らず、そこで明皇帝は琉球国中山王尚巴志を介し、日本国王の遣使朝貢の催促があつたのである。琉球国王の仲介の労は効果があつた。六代將軍義教は永享四年の遣唐書（瑞溪周鳳編『善隣国宝記』巻中、所引）に、

天啓大明、万邦悉被光賁、海無警浪、中国茲占泰平。凡在率濱、孰不惟頼。欽惟、大皇帝陛下、四聖伝業、三辺又安、勛華継体、従昔所希、宣光中興、不凶復覩、貢芻不入、固縁弊邑多虞。行李往来、願復治朝旧典。是以謹使某人、仰観国光。伏献方物、為是謹具表。

將軍義教は日本国王として明皇帝に遣使して方物を献上する。

翌年、宣徳八年明宣徳帝は日本国使者道淵に勅諭して海路はるばる朝貢したことを勞うが、その勅諭には義教が父王源道義（義満）

同様に明に遣使朝貢したことを嘉賞する文言が『善隣国宝記』巻中に見える。そして同書巻下には、明皇帝は日本国王義教に白金二百両、粧花絨錦四匹（四季宝相花藍一匹、細花緑一匹、細花紅二匹）、紵絲二十四匹（織金胸背麒麟紅一匹、織金胸背獅子紅一匹、織金胸背白澤緑一匹、晴花骨朵雲青一匹、晴細花紅四匹、晴細花緑一匹、晴細花青一匹、素青三匹、素紅二匹、素緑三匹）、羅二十四匹（織金胸背麒麟紅一匹、織金胸背獅子青一匹、織金胸背虎豹緑

一匹、織金胸背海馬藍一匹、織金胸背海馬綠一匹、素紅五匹、素藍三匹、素柳綠二匹、素柳青一匹、素砂青一匹、素砂綠一匹、素茶褐一匹)、紗二十四匹(織金胸背麒麟紅一匹、織金胸背獅子紅一匹、織金胸背白澤青一匹、織金胸背海馬綠一匹、織金胸背虎豹綠一匹、晴花骨朵雲紅一匹、晴花骨朵雲青二匹、晴花骨朵雲藍二匹、晴花骨朵雲柳青一匹、晴花骨朵雲綠二匹、晴花八宝骨朵綠一匹、素綠一匹、素紅一匹、素青一匹)、彩絹二十四匹(綠七匹、紅七匹、藍六匹)を頒賜し、王妃には白金壺百両、粧花絨錦二匹(細花紅一匹、四季宝相花藍一匹)、紵絲十匹(織金胸背犀牛紅一匹、織金胸背海馬青一匹、晴花八宝骨朵雲青一匹、晴細花紅一匹、晴細花青一匹、晴細花綠一匹、素青一匹、素紅二匹、素綠一匹)、羅八匹(織金胸背獅子青一匹、織金胸背虎豹紅一匹、素藍二匹、素紅二匹、素青一匹、素綠一匹)、紗八匹(織金胸背獅子綠一匹、織金胸背犀牛紅一匹、暗花骨朵雲藍一匹、暗花骨朵雲青一匹、素紅二匹)、彩絹十匹(紅三匹、綠四匹、藍三匹)、以上が宣徳八年六月十一日付けで頒賜された。さらに明皇帝は同日付で日本国王王妃に対する特賜品として、硃紅漆彩粧金轎一乘(大紅心青辺金花紵絲坐褥一個、脚踏褥一個)、硃紅漆金交椅一對(大紅織金紵絲褥二個、脚踏褥二個)、硃紅漆金交床二把(大紅心青辺織金紵絲坐褥二個、大紅羅錦金梧桐葉傘二把)、渾織金紵絲十匹(大紅骨朵連雲一匹、大紅鵝瀨連雲一匹、大紅靈芝骨朵雲一匹、翠藍鵝瀨連雲一匹、翠藍靈芝骨朵雲一匹、土色骨朵連雲一匹、深青香草宝相一匹、深靈芝骨

朵雲一匹、柏枝綠香草宝相一匹、黑綠靈芝骨朵雲一匹)、渾織金羅十匹(大紅骨朵連雲一匹、大紅八宝骨朵雲一匹、深青鵝瀨連雲一匹、深青靈芝骨朵雲一匹、深青纏枝金連一匹、藍青靈芝骨朵雲一匹、藍青八宝飄脚雲一匹、翠藍靈芝骨朵雲一匹、柏枝綠香草宝相一匹)、渾織金紗十匹(大紅鵝瀨連雲一匹、大紅八宝雲一匹、黑綠八宝雲一匹、黑綠鵝瀨連雲一匹、黑綠香草宝相一匹、深青鵝瀨連雲一匹、明綠鵝瀨連雲一匹)、彩絹三百匹(大紅三十四匹、深桃紅三十五匹、淺桃紅三十五匹、青一百匹、木紫一百匹)、銀盃等器二十件(銀盃二面、銀酒壺二個、銀茶瓶二個、銀漱口盂二個、銀酒盂二個、銀茶匙十二把、銀匙二把)、各色絲綉綉圈金各様花鏡袋十個(大紅花一個、黑綠茶花一個、黑綠四季花二個、硃紅漆金宝相花摺疊面盆架二座、鍍金事件全古銅点金斑花瓶二対、古鋼点金斑香炉二個、象牙彫茄子鳥木捍痒合子二個、香兒一百個)、硃紅漆金桃椀二十個 囊全、黑漆金椀二十個 囊全、鮑灯籠四対 雲頭桃竿全、龍香墨二十笏、青広信紙五百張、兔毫筆三百枝、各様牋紙一百枚(深銀紅色十張、柳黄色十張、粉紅色十張、山各色十張、蜜褐色十張、鷹青褐色十張、藕絲褐色十張、葱白色十張、白粉色十張、牋紙十張)、蛇皮五十張、猿皮一百張、虎皮五十張、熊皮三十張、豹皮三十張、苓香十箱 每箱五十片共五百片、鸚鵡貝二十個、宣徳八年六月十一日(以上『善隣国宝記』卷下)とある。以上の給賜品でも終わり近い各様牋紙や蛇皮、猿皮、虎皮、熊皮、豹皮などが数量に纏まった数を見せるが、他は一ないし二という

数量でとても貿易品の数量とは言えないものである。それでも、同時期（宣徳九年八月二十一日）の日本から明帝国への貢献方物が馬二十四、撒金鞘太刀二把、硫黄一万斤、馬腦大小二十塊、金屏風三副、鎗一百柄、黒漆鞘柄太刀二百把、長刀一百柄、鎧一領、硯一面并匣、扇一百把であるのと比較すると確かに金額的には日本の方が利益があると言えるかもしれない。しかし、明帝国から日本国王への賜与品は服飾を中心とした儀礼関係の品物であったことは否定できないが、逆に日本国王から明皇帝への貢献方物は大量の硫黄を含む日本製武器である。倭寇の取り締まりを義務とされ、その見返りとして勘合符が与えられた日本国王の貢献方物として、日本の武器献上は必須の儀礼である。正に理に叶った貢献方物である。

ところで、『歴代宝案』第一集巻一の宣徳七年正月二十六日の前掲文の続文には、

皇帝勅諭琉球国中山王尚巴志、比者内官柴山等回備言、王能

敬順天道、恭事朝廷、具見王之誠意、良用嘉悦。今復遣内官

柴山・内使阮漸、給賜王与王妃綵幣、并将帶軍銅錢式千貫前

来、收買洒金果合彩色屏風・彩色扇五様・磨刀石・腰刀・袞

刀・硫黄・生漆・細沙・魚皮。王可用心、收弃齊備、交付内

官柴山等齋来、尤見王之勤誠。其先次海洋遭風、失去銅錢一

千七百余貫、今皆不問。特諭。王之。故諭。

宣徳七年正月二十六日。

この明宣徳帝の勅諭は先掲の宣徳元年及び同三年の勅諭に対応する。明側は琉球国に銅錢二千貫、二百万文を与え、各様屏風、磨刀石、硫黄、生漆等琉球物産を買い付けようとする。これは交易、貿易である。ただし、一千七百余貫、百七十万余文は海上遭難で遺失したとするがそれは不問に付すという。欽差内官柴山もその琉球使節の任務は継続していた。『歴代宝案』第一集巻十二に、

琉球国中山王臣尚巴志謹奏、為啓開読事。宣徳八年六月二十

二日、蒙欽差内官柴山等齋捧勅諭、到国開読、王宜遣人齋去、

与日本国王遣使往来、和好買賣生理、同享太平之福。欽此。

除欽遵外、縁日本公幹事完、今遣等齋捧勅諭一道。随同就附

欽差内官柴山等来船三隻、於宣徳九年五月二十日在本国開

洋、前往日本国王処開読。及咨礼部外、謹具奏聞。

自為字起、至外字止、計百二十三字、紙一張。

右謹奏。

宣徳九年五月初一日、琉球国中山王臣尚巴志謹上奏。

中山王尚巴志は宣徳八年六月二十二日に欽差内官柴山等が琉球

国にもたらした明皇帝の勅諭を開読し、琉球国と日本国の通好、

日本国王の明への遣使朝貢の再開が実現して、ここに宣徳九年五

月二十日、琉球から船を仕立てて日本国へ出航し、日本国王に明

皇帝の勅諭を開読して通商の安定を図りましょうという、琉球国

中山王の上奏である。その橋渡しの任務には欽差内官柴山が当

り、彼は日本国王のもとへ向かうという。なお、中山王の宣徳九年五月一日付けの上奏文は他に二通ある。最初の上奏本文二百四十六字のものには、

縁日本国出産硫黄、其余物件、別無所産、曷敢有違、即差頭目管領人、船裝載銅錢、前至隣国、買到洒金龍鳳并素紅漆合一十個、金箔彩色屏風四扇、金龍鳳并銀銅結束洒金等様腰刀六把、金貼銅結束并螺鈿紅漆腰刀四十把、金包銅結束并螺鈿鍔刀六把。今依時価已用前項銅錢二千貫、更有加坐買彩色扇・各様磨刀石・硫黄・魚皮等物、謹備自進外、俱交欽差内官柴山内使阮漸、來船裝載赴京。除具奏啓外、今將收買物件、備開移咨施行。須至咨者、進用及備細移咨礼部外、謹具啓奏聞。

さらにもう一つの上奏文三百一十一字には、

臣尚巴志、謹備貢物 金箔彩色屏風四扇、洒金龍鳳并花紋紅漆果合八個、泥金彩色扇五百把、金包靶結束金銀龍長刀二把、金結束并螺鈿殼腰刀二把、銀結束并螺鈿腰刀四把、金貼銅結束并螺鈿紅漆腰刀七十四把、金鍍銀并金貼銅結束螺鈿等様鍔刀三十把、硫黄四万斤、魚皮四千張、各様磨刀石六千三百三十斤、螺殼八千五百個、海巴五百五十万個。随扈王相懷機、謹備貢物金箔彩色屏風二扇、金包靶結束虎豹銀竹長刀二把、金鍍銀結束銀竹腰刀二把、海獺皮一百張、一項貢物、仍遣使者南米結制等管送、俱行附搭。

とある。同年月日の上奏文の内容の違いは何を物語るのであろう

か。一つには既に述べた通り、琉球の対明貢物はすべてが自弁できず、日本産物を充てざるを得ない事情がある。それでも、琉球とすれば対明関係の安定のために出来るだけ自弁可能な琉球産物を確保する必要があった。その間の調達努力を数種上奏文は物語っている。

ところが、この間の明帝国と琉球国中山王との貢物調達の努力は破綻した。『歴代宝案』第一集卷十二の宣徳九年の月日の記入のない琉球国中山王臣尚巴志の上奏には、対明貢物調達のため、欽差内官柴山等の船が宣徳九年五月に琉球を出航し、日本国へ向かったとし、その後、

随同附搭護送欽差内官柴山等船三隻、前往日本国王処、開説行間、蒙欽差内官柴山等取説勅諭、就留自收外、後蒙變詞言、説不去日本国開説、我要回還、然此今見南風、不是回還時月、以後緊使再三告留外。然後臣尚巴志出往山北、賽祭海神処間。扈通事鄭長前來告報、本国所用其僧一名、受林有奴婢八至羅縱容、其妻与本僧通姦、却乃謀殺。本主身死負罪、投奔欽差内官柴山等駅内、蒙收留匿帶船。已於本年六月二十四日開洋去説。

欽差内官柴山の日本物産買付けは不調になり、加えて琉球と日本の外交事案に関連した日本僧とその奴との事件が起こる。その奴の名は八至羅とあるが、尚巴志の宣徳十年の上奏には罪人八郎とある。この時期、琉球国中山王尚巴志は明皇帝に再三にわたつ

て上奏し、その誠意を見せた。その結果、『歴代宝案』第一集巻一の宣徳皇帝の勅諭には、

皇帝勅諭琉球国中山王尚巴志、王奏内官柴山今次生事、及私帯罪人回還、等因。又王国先有倭人八郎来告、同日本国僧正琪、搭琉球船前来買売、就帯日本国書、与内官柴山。王知而怒、捕僧正琪殺死。八郎驚懼逃走、柴山死求救。柴山就帯引来京。朕以王恭事、朝廷恪修職貢、未嘗有闕。八郎所言、蓋未可信。遂勅内外大臣審之。又召王差来通事李敬詢問。李敬備言、八郎兇暴無理、与王所奏相合。朕深怒之、已令法司治柴山之罪。仍將八郎執、付錦衣衛、監問処決。茲因人回、特勅王知之。故諭。

宣徳十年三月十五日。

琉球国中山王尚巴志に対する明宣徳帝の勅諭に明が琉球に派遣した内官柴山が日本国僧侶正琪（恐らくは外交担当の京都五山の僧侶）と従者八郎が琉球船に乗って（琉球に？、中国に？）商売に来た。日本国の国書を持っており、内官柴山と結んだ。中山王は怒り、僧正琪を捕らえて殺した。八郎は脱走して柴山に救助を求めた。柴山は八郎を伴って北京に帰京した。そこに琉球国中山王から奏上があり、明皇帝はそれを是として、内官柴山を審問して罪を治し、八郎は錦衣衛に付して監問処決した。以上が事件のあらましであるが、要は日本物産の取り引きに関連して明から琉球に派遣された内官と日本側貿易商人との間に起こった事件で

あった。琉球国中山王尚巴志は自らの立場を正当化するためには明皇帝に日本側貿易関係者と明内官の不正な関係を認めてもらう必要があったが、対明関係を維持するためには明への貢納物品を日本から調達することが前提となるというところに問題点があった。また、明皇帝が琉球国王側の立場を認めれば、先の宣徳七年正月二十六日の勅諭にある琉球と日本との交通交易の実際に鑑み、琉球国中山王に日本国王の明への遣使朝貢の再開を促す仲介を命じたことと、その外交方針に矛盾をみせるかのごとくである。いずれにしても、今回の事件では、明皇帝の欽差内官がなぜか琉球貢物調達のために日本物産の買い付けを行わず、任務遂行を怠ったところに問題が生じたが、制度に規定された明、琉球の直接的二国間冊封関係に第三国の交易取り引きが必須となる地域間交流のあり方に最大の問題点があったと言える。

冊封関係とは君臣関係であった。『歴代宝案』第一集巻一、天順五年三月二十五日に、

皇帝勅諭琉球国故中山王尚泰久世子尚徳、維爾先王撫有海邦、臣事我皇、明忠敬之心、久而弥篤。乃父泰久克紹王封、甫歷數年而遽薨逝。爾徳既為冢嗣、爵命宜承。今特遣正使右給事中潘榮・副使行人蔡哲齋詔、封爾為琉球国中山王、并賜爾及妃冠服綵幣等物。爾具堅持臣節、允踏前規、常懷事大之誠、永享太平之福。欽哉。故諭。

明皇帝は代替りをする琉球国世子に対して、爾を封じて琉球国

中山王とし、王と王妃に衣冠服飾を下賜する。それが明帝国と琉球国との君臣関係の締結の更新であり、太平之福を享受する根本であった。下賜された服飾は明帝国と琉球国の君臣関係の儀礼面を厳密に表現しなければならなかった。そこで次のような問題が起る。『歴代宝案』第一集巻一、成化七年四月八日に、

勅琉球国世子尚円、近因差来長吏蔡璟、将大红織金蟒龍羅段二疋、私喚針工在館、剪裁衣服、所司以聞。璟称係宣德二年朝廷給賜、従本国帶來。事下該部、查照、彼時原無給賜蟒龍花樣。此係應禁之物、縦使果従本国帶來、亦宜明白告知、命工裁製為当。今却不然、事屬有違。除羅段收留璟等以礼遣回外、特諭爾知之。故勅。

ここでは賜与の金糸で蟒龍を織った大红羅は禁令の品だという。違礼として回収される。因みに蟒龍は明代一代を通じて許されなかったが、清朝では順治十一年の琉球国世子尚質に対する勅諭に蟒緞二疋とあり、また、清琉球冊封関係が確立した康熙三年の勅諭にも蟒緞二疋が下賜されたとあり、清朝では蟒龍は禁令でなかった。なお、康熙二十四年の勅諭以降琉球に下賜される蟒緞は四疋となった。今日では琉球の明清両王朝との冊封儀礼等が多く研究され、その関係の具体的内容の詳細が次第に明らかになってきた。それは琉球と中国王朝との関係を究明するだけでなく、朝鮮・日本・ヴェトナムの前近代東アジアの国際関係を理解する上で必須の歴史的前提を提供できるものでもある。

## 二、大交易時代琉球王国の環東・南海（中国海）交易と

### 明清両朝冊封体制

環東・南海における海上交易と中国王朝の冊封体制との関係を考察する場合、この地域における地域間交流でいかなる地域特産品が取り引きされるかという問題がある。

『歴代宝案』第一集巻二十三、符文、成化五年八月十五日に、琉球国中山王尚徳、見為進貢等事。今特遣正議大夫程鵬・同差長史梁賓、使者安遠路等齋捧表文一通、及坐駕徳字号海船一隻、装載馬一十五疋、硫黄二万斤、赴京進貢。仍赴礼部、告稟進收外、承茲諭遣在途、毋得遲滯不便、所有符文、須至出給者、今開 赴京。（略）国王附搭 蘇木五千斤 胡椒一千五百斤 番錫五百斤。

とあり、ここにも硫黄等の日本物産<sup>⑤</sup> 蘇木・胡椒・番錫等の南海、東南アジア物産が琉球の土産物、貢献品として琉球国中山王から明帝国に進貢されたという。この種の琉球方物を『歴代宝案』巻二十三（宣徳元々成化二十三年）、二十四（弘治二々十七年）、二十五（正徳元々嘉靖四十六年）、二十六（隆慶二々崇禎十七年）の符文から拾えば、付表の通りである（付表一九頁）。

付表は非常に多くのことを物語るが行論の都合上に必要なこと

を示そう。まず若干の註記をする。まず、年次によっては二船、三船、時に四船の貢船が記録されるが、琉球の貢船は通常三船が規定であったので、むしろ一船、二船は符文に欠落があるか、何かの事故で貢船が中国に到着しないかのいずれの場合である。なお、中国に到着した貢船が正式なものであることを証明するため、琉球国中山王が発給した執照を明側に提示した。それは『歴代宝案』第一集卷二十八（宣徳元々弘治十七年）、卷二十九（正徳元々嘉靖二十年）、卷三十（嘉靖二十一〜四十六年）、卷三十一（隆慶二〜万曆二十年）、卷三十二（万曆二十一〜天啓七年）、卷三十三（崇禎二〜十七年）に記載されている。符文と執照の照合により、一字号船に一枚の執照が発給されたことが分かり、一年数船の事実が確認される。次に年次の◎印はその貢船の使節が正議大夫や王舅など琉球国の公式身分を持つものをしめす。馬・硫黄以下胡椒までが進貢物品であるが、硫黄の次項目に刀等の項を設けそこに記す\*印は、例えば成化六年九月七日には鍍金銅結束紅漆鞞腰刀二把、鍍金銅結束黒漆鞞螺鞞腰刀二把、鍍金銅結束紅漆鞞鞞套刀四把とあり、成化十年九月三日には鍍金銅結束黒漆沙魚皮鞞鞞套刀四把とあるごとき工芸品や諸織物などを示す。項目最後の国王附搭物品とは何か。内容は始めは蘇木・番錫・胡椒であり、これに対しても執照中に受領の記事があるから、進貢物品に準じる性格と判断される。

さて上表について若干の分析を行おう。まず、進貢物品の馬と

硫黄であるが、宣徳元年（一四二五）に馬二疋、硫黄一万斤が正統四年（一四三九）に馬二疋、硫黄二万斤となり、成化五年（一四六九）に馬十五疋、硫黄二万斤となった。ここで一船ごとに馬十五疋、硫黄二万斤は定額となったが、嘉靖四年（一五二五）まではその定額は忠実に厳守された。嘉靖八年に馬四疋、硫黄一万斤と激減し、以後、馬は嘉靖十六年に二十三疋、同二十六年に二十一疋、三十六年十四疋となり、硫黄は嘉靖十年、十六年、十八年、二十四年、二十六年、三十六年と定額数を回復したが以降減少する。ただし、馬は明極末の崇禎九年、十三年、十五年、十七年に十疋にまで回復、硫黄は同九年、十五年、十七年に二万斤に定額通りとなった。しかし、その間の嘉靖三十八年から崇禎八年までは馬は多くて六疋、概して四疋となり、硫黄は多くて一万五千斤、概して一万斤に半減している。馬と硫黄は成化八年に硫黄、嘉靖十四年・隆慶二年・万曆二年・同三十年・崇禎二年および四・六・八年に馬・硫黄、万曆三十七年・万曆三十八年に馬がそれぞれ全く見られないが、その他の年次では必ずセットで貢納されている。いずれにしても琉球からの馬と硫黄の進貢は成化年と弘治年が最盛期で馬が四十五疋、硫黄が六万斤、時にそれ以上もあるという状況であったが、正徳から嘉靖初年まで馬十五疋、硫黄二万斤となり、以後漸減の傾向にあった。前項に述べたごとく馬・硫黄は琉球の進貢物数量を全部自弁できたのではなく、隣国日本や朝鮮から輸入したものと思われる。とすれば、嘉靖中から馬

四、六疋、硫黄一万斤というのは琉球の自弁数量を示しているのかもしれない。

次に刀等の項目で\*印を付した年は成化六、十、十一、十二、十三、十五、二十二、二十三、弘治二、六、八、正徳元、二、嘉靖十、十四、十六、二十、二十六、三十八、四十、四十二、四十六、隆慶二、三、五、万曆二、二十四、二十七、三十、三十三、四十、崇禎二、四、六、八年の各年次である。年次を群に分けて見ると、まず第一群が成化六年から弘治八年まで、この時期は次に述べるように象牙、各種香、胡椒などが琉球から進貢される時期でもある。内容は先に註記に示した腰刀類や扇、屏風等の工芸品類、中でも沙魚皮の鞘に入り、螺細細工が鏤められた腰刀類が多い。弘治二年次に絶細漂白土夏布三十四匹、絶細生土夏布十四匹の琉球産麻布が登場したがこの年だけで進貢布として定着しなかった。次は正徳元、二年のわずか二年次であるが、この時期も象牙や各種香も進貢されているが、刀類も成化、弘治と同様である。なお、琉球産土夏布二種計四十四匹が見える。この琉球布進貢も定着しなかった。第三群は嘉靖十年からで、内容は成化、弘治と同じである。琉球産布の土夏布進貢は隆慶二年までない。土夏布の進貢はその後も容易に定着しないが、万曆十一年（一五八三）以後、国王附搭物品として定例となり、明滅亡時に及ぶ。なお、今日でも琉球特産として有名な芭蕉布の名は万曆二十四年（一五九六）が初見であるが、この年は画期である。同年には馬

四疋、生硫黄一万斤、金銀面扇五十把、水墨画扇一百把、細嫩芭蕉布四十疋、土夏布二百疋、紅花二百斤、海螺三千個が進貢されているが、その大部分が琉球産物と思われる。次の万曆二十七年では細嫩土夏布二十疋、花螺一百個、海螺二千個が進貢され、同三十年には細嫩蕉布二十疋、黄土夏布二百疋、紅花二百斤が進貢され、同三十三年には細嫩練光蕉布二十疋、紅花二百斤、土扇一百把が進貢された。それでも万曆四十年の進貢品は馬・硫黄の他は腰刀・甲冑や屏風などで芭蕉布等織物はなかった。崇禎二年には、腰刀等工芸の他、細嫩土蕉布一百疋、漂白土苧布一百疋、紅花一百斤、蘇木一千斤が貢品である。蘇木以外は琉球土産である。

崇禎四年も同二年と同様であるが、練光蕉布二十疋が挙げられている。同六年では紅銅五百斤、土絲綿二百斤、胡椒五百斤、土苧布一百疋、芭蕉布二百疋とあり、紅銅、胡椒以外は土産である。同八年には工芸品を除くと、細嫩練光土蕉布二十疋、漂白土苧布二十疋とある。芭蕉布や苧布の琉球織物は明への進貢品として定着した。ただし、数量には変動がある。そして崇禎九年になると海螺殻三千個が明末まで定例化する。以上やや詳しく刀類や布類の進貢物産の変遷を述べたが、実はそれら工芸土産は琉球特産物が多く、方物らしくはあったが、数量の点でも価格的にも琉球進貢品の大宗とは言えなかった。やはり、馬・硫黄及び以下に述べる象牙、各種香類や蘇木、さらに番錫、胡椒などであった。各種香は束香は正徳二年に沈束香とも記されているのであるいは沈香

の類かもしれない。その他に丁香、檀（白檀）香が主要なもので木香、乳香も少しはあつた。なお、進貢物品としての象牙、香類、胡椒の時間推移の関連であるが、前述の刀等の\*印のことと同様に時期区分ができる。最初の時期は成化から弘治八年まで、次が正徳元、二年、そして嘉靖十年から隆慶年間まで、しかし、象牙、香類はここまで、万暦年間には全く見られない。その終わり近い嘉靖三十八年から隆慶まで蘇木一千ないし二千斤が進貢物となっている。なお、胡椒は成化年間によく見られたが、弘治二年に終わっている。

琉球から明王朝への朝貢関係の具体を示す符文の記載で注目されるのは象牙、香類、胡椒が琉球の進貢物品になっていることだけでなく、国王附搭物品が蘇木、番錫、胡椒からなり、しかもその数量は進貢物品のそれをはるかに上回る。蘇木は成化五年から正徳年にはしばしば一万斤以上となり、成化十年には二万斤とピークとなった。胡椒も進貢物品としては姿を消しても、国王附搭物品としては存続して嘉靖三〇年代まで続いた。数量も一千、二千斤から五、六千斤に上った。さらに数量の多さに加えて、こちら国王附搭物品は成化・弘治以降、正徳・嘉靖から隆慶年間までほとんど欠ける年次がないという、いふなれば琉球朝貢物品の常連であるという特色がある。それでも嘉靖十年に変化があり、まず倭銅が胡椒等に代わった。嘉靖二十四年までその傾向が続いた。その後に胡椒の復活があり、同三十四年まで四年次に及んだ。

蘇木の附搭は隆慶年まで継続していたが、万暦十一年以降はすべて無くなり、土夏布だけとなった。芭蕉布など琉球織物の貢納品としての登場については先に述べたが、その登場は万暦二十四年以降であり、国王附搭物の方が先行する。以上のことから、琉球国王附搭物品こそ琉球国中山王の対明進貢貿易を代表し、その性格を雄弁に物語っているとも言えるのである。要するに、琉球の対明進貢貿易は南海物産の中継貿易であり、それに馬、硫黄の日本・朝鮮の北方交易が加わった、環東・南海地域間交流が実態であったのである。となれば、琉球のそうした進貢Ⅱ国際貿易を可能にした歴史的前提は何かが問題となる。

### 三、琉球王国の環中国海域間交易の歴史的前提

まず、『歴代宝案』第一集卷十二の成化十二年三月初五日の琉球国中山王尚円差来長史梁応等奏文に、

臣等切見朝廷差官齋詔、前往朝鮮・安南等国去訖。況臣本国、遠守藩維、隔涉海道、未蒙恩賜。若不陳情奏請、緣臣等回還、誠恐国王罪責不便。思得朝鮮・安南等国、俱奉朝廷正朔之国、比与臣国事体相同。如蒙伏望皇上憐憫、乞降詔書、賜臣等齋回本国開誦、庶得雨露均霑。臣等不勝感戴天恩之至。

これは琉球国と共通して明の正朔を奉じる朝鮮・安南両国に対し、先の日本国との間に見られた貢献物品の調達方を明帝国が保

障する勅諭を發給して欲しいとする。このように琉球国中山王は対明進貢のために北は日本・朝鮮から南は東南アジア諸国に至る環中国海（東・南海）地域間交流を行う必要があった。

『歴代宝案』第一集卷三十九から卷四十二の移彝回咨は明代琉球王国の対環東南海諸国との外交文書を集めたものである。その卷三十九冒頭の宣德五年三月二十一日付けの咨文には、

琉球国中山王宣德五年六月内、准暹羅国咨、見為大明朝貢等、  
欠少堪中貨物、深為未便。特遣使臣南者結制等、坐駕海船一隻、裝載磁器方物、前到本国、收買胡椒・蘇木等貨、回国應用。仍備礼物奉獻准此。听從來便、收買貨物具備外、今照風信時月、順便打發起程、就將向奉礼物開坐、移咨知会。須至咨者。

今將礼物開坐。

蘇木三千斤 祐紅布二十四 剪絨花氈二領 西  
洋絲牙耳布一条

右 咨

琉球国中山王

宣德五年三月二十一日

日付の前後関係が難しい。琉球国中山王は宣德五年六月、暹羅国王が宣德五年三月二十一日付けの琉球国王に宛てた咨文を受け取った。そこには対明朝貢を維持するため、琉球国王は使臣南者結制を暹羅国（タイ）に派遣し、中国製磁器と引き換えに胡椒・

蘇木を買い付けたいと申し出た。暹羅国王はそれを承認し、蘇木三千斤以下の礼物を備え、琉球国中山王に咨文を發給した。ただし、宣德五年三月二十一日に暹羅国王が受け取った琉球国中山王の咨文とは、『歴代宝案』第一集卷四十、移彝咨に、

琉球国中山王、為進貢事。切照本国別無堪中（稀少）貢物、為此特（今）遣正使南者結制（有南結制）等、管領人船（坐駕洪字号海船）、裝載磁器、前到（往）貴国出產地面、收買胡椒・蘇木等貨、回国應用（以備進貢大明御前）。專備礼物（仍備礼物）、前請奉獻（請前奉獻）、少伸芹忱之意（少伸遠意）、仍希海納（幸稀收納）。今去人船、煩令兩平收買蘇木等貨（仍听令差人員、及早打發）、趕趁風迅回国、庶使四海一家、永通盟好（榮通往來便益）。今將奉獻礼物、開坐于後。（今將奉獻礼物數目、開坐移咨）。須至咨者。

今開（織）金緞五匹 色緞二十四 腰刀四把（摺）

扇二十把 硫黄二千五百斤 大青盤二十個

小青盤四百個 小青碗二千個

右 咨

暹羅国

宣德四年十月初十日。

とある宣德四年十月十日に琉球国中山王から暹羅国王に宛てた咨文を指す。ここで琉球国中山王は進貢の為の事なり、というが、それは琉球から暹羅国に進貢することではなく、琉球国から明へ

進貢することを言っていることに注意しておく必要がある。琉球国中山王は明に進貢する物品である胡椒・蘇木を暹羅国から入手するために、暹羅国に使節を派遣し、金緞・色緞・腰刀・扇・硫黄・大青盤・小青盤・小青碗を暹羅国王への礼物、すなわち贈答品としたのである。この場合、金緞・色緞・大小青盤・小青碗などは明、中国物産であり、硫黄は日本物産の可能性が高い。右の中で明らかに琉球物産と思われるものは腰刀と扇ぐらいである。暹羅国から琉球国へのお返ししるの礼物は蘇木等である。礼物交換によつて暹羅国と琉球国との外交が成立し、それは四海一家と称される同盟の好みであり、未来永遠を期すべきものである。ただし、かかる琉球と暹羅国との関係は明帝国の冊封体制の傘の下にあつたことは前提条件である。

琉球と咨文のやり取りを行つて外交関係を結んだ環東・南海の国々の国王は、『歴代宝案』卷三十九に暹羅国王（宣徳五年三月二十一日、成化十六年三月二十三日、同年四月十二日、十七年三月十五日）、朝鮮国王（宣徳六年十二月、天順五年七月初七日、成化三年四月二日、同年八月十九日、万曆二十五年八月六日、同二十九年八月七日、同三十四年八月十三日、天啓六年十二月二十三日、崇禎元年七月十一日、同七年七月二十二日）、滿刺加国王（成化三年三月二十日、同五年正月二十六日、同六年三月、同十六年二月、同年三月二日、同十七年三月）とあり、卷四十、四十一には暹羅国王（洪熙元年、同二年九月十日、宣徳二年九月十七日、

同三年九月二日、同年同月二十四日、同四年十月十日、同六年九月三日、同七年九月九日、同年同月三十日、同八年九月十八日、同年十月三日、同九年九月二十六日、同十年九月十二日、正統元年十月一日、同二年八月十六日、同三年十月四日、同四年四月九日、同七年十月五日、天順八年八月九日、成化元年八月十五日、同五年八月十五日）、瓜哇国王（宣徳五年十月十八日、正統三年、同五年十月十六日、同六年四月十九日、同年七月六日、同七年十月五日）、朝鮮国王（宣徳六年六月十九日、成化六年四月一日、天啓三年閏十月十六日、崇禎四年三月、同九年、同十一年）、滿刺加国王（天順七年八月四日、同八年八月九日、成化元年八月十五日、同二年、同三年八月、同四年八月十五日、同五年八月十五日、同六年、同八年九月二十日、同年同月二十八日）、蘇門答刺国王（天順七年八月四日、成化三年八月、同四年八月十五日）とある。

最後に明帝国の冊封関係と環東・南海の地域間交流、国際貿易関係を考察する場合、注意を要するもう一つの重要な点を挙げておきたい。『歴代宝案』第一集卷十二、成化元年八月十五日の琉球国中山王尚徳の上奏に、

為乞恩事。切照本國自太祖高皇帝開基以來、屢修職貢、皆蒙聖恩、將附搭物貨、照數估價、給與永樂通寶并歷代銅錢、回國流通、使用收買方物、甚便。前因王府失火、銅錢貨物、俱被燒毀、不堪行使、國用匱乏。近年以來、附搭物貨、只給絹匹等貨、回至本國、缺錢收買下方物、緣本國只產硫黃・馬

疋。其余物貨、出於諸番。收買方物、惟是銅錢。流通便益、節次具本奏。乞未蒙恩賜。為此特遣正議大夫程鵬・長吏梁賓等官、駕勝字苛号海船二隻、齎捧表文一通、及裝載硫黃四万斤、馬三十疋、象牙一百六十斤、檀香二百斤、束香二百五十斤、胡椒三百五十斤、赴京進貢。今臣恭惟皇上嗣登宝位、仁恩广大、普及万邦、待臣小国、若撫赤子。如蒙准奏乞勅該部、查照永樂及宣德三年事例、将布附搭物貨、給与銅錢、回国流通、庶得国用不乏。職貢有常、臣不勝感激之至。

明帝国に遣使朝貢する冊封国に対して、明帝国はその恩恵の一として銅錢を給与する。銅錢は国を回り地域間に流通し、方物を收買するのに使用されること、前項に琉球国と日本国の関係に見た通りである。その銅錢には明の永樂通宝と歴代通貨がある。さて、右の中山王尚徳の成化元年の上奏は、先年琉球中山王府に火災があり、錢貨を焼き使用に堪えない。それに加えて近年以来、明から支給されるものは絹匹等物貨で銅錢が無い。一方、琉球に割り当てられた方物には硫黄四万斤、馬三十疋、象牙百六十斤、檀香二百斤、束香二百五十斤、胡椒三百五十斤があり、これを明の首都北京へ進貢しなければならない。琉球はそれらの内、硫黄や馬は隣国日本国に、象牙・檀香・束香・胡椒は安南（ヴェトナム）、タイ、ジャワ、スマトラ等東南アジア諸国にそれぞれ供給を仰がなければならない。その際、物産の收買には明から給与された銅錢が使用された。いうなれば、中国通貨⇨銅錢はこの環東・

南海における国際貿易取り引きにおける唯一の通貨、世界通貨であった。中でも朝鮮と琉球はそれでも自国製銅錢を鑄造したが、日本や東南アジアでは貨幣鑄造が中断していたので明錢流通は特別の意味があった。

## 小 結

中国周辺諸国から中国王朝への進貢品は、諸国の王から中国皇帝への贈り物であり、それは方物と呼ばれた。方とは地方の方であり、各周辺諸国が属す地方の特産品、すなわち土産がそれに相応しい物品であった。ところが琉球王国の進貢品は馬・硫黄・扇さらには太刀等は日本製であり、象牙・蘇木・各種香・胡椒などは南海産で、それは琉球がそれら地域との中継貿易で入手した品々を進貢品に当てたとした。しかし、その理解はやや修正すべきで『歴代宝案』第一集卷三十九から四十二の琉球国中山王と朝鮮国・タイ国・マラッカ国・ジャワ国・スマトラ国等との咨文のやり取りからは、むしろ環東・南海の諸国がすべて明帝国の冊封体制の構成員であり、各国々・藩国は明帝国を共通の宗主国とする觀念を前提として、国々どうしが明帝国皇帝に対する進貢安全保障を結んでいたと考えたほうがよい。ただし、明の冊封体制が無ければ琉球の海上交易や中継貿易は無かったとするか、琉球の海上交易や中継貿易が無ければ明の冊封関係は無かったのか、そ

のいずれかの判断は今後の課題である。そのいずれかとしても、明帝国が琉球の進貢物品に硫黄や象牙・蘇木・胡椒など、琉球に生産しない物品を割り付けている点は重要である。元末、紅巾の乱に参加する以前の朱元璋、明太祖が産出もない砂金の科派を受け、また、明代になって里甲制度下の里甲正役の一部、上供物料の負担がやはり産出のない物資の割付があったと言われる。その結果、明代中期には買弁制度が出現することになる。本稿にみた琉球に派遣された宦官が銅銭を以て日本物産を買い付ける状況はまさしく買弁制度と思われる。進貢関係と買弁制度にはいかなる構造的関連があるか、等々今後の課題は多い。

註(1) 木下尚子『南島貝文化の研究―貝の道の考古学』法政大学出版局、一九九六年。

(2) 亀井明德『福建省古窯跡出土陶瓷器の研究』都北出版社、一九九五年、同「琉球陶磁器貿易の構造的理解」『専修大学・人文論集』六〇号、専修大学学会、一九九七年。

(3) 東恩納寛惇『黎明期の海外交通史』帝国教育会出版部、一九四一年、及び、宮田俊彦『琉明・琉清交渉史の研究』一九九六年、等参照。

(4) 劉耿生「論《歴代宝案》中的明档珍品―詔書―」第七回琉中歴

史関係国際学術会議報告、一九九八年、台北市。

(5) 小葉田淳『中世日支通交貿易史の研究』刀江書院、一九四一年、田中健夫『中世海外交渉史の研究』東京大学出版会、一九五九年、同『中世対外関係史』東京大学出版会、一九七五年、同『東アジア通交圏と国際認識』吉川弘文館、一九九七年、佐久間重男『日明関係史の研究』吉川弘文館、一九九二年、等参照。

(6) 馬は琉球馬とされ、現在、与那国馬とされる馬がいるが、いずれも足が太く短い農耕馬である。乗馬ないし騎馬用が進貢用馬と考えられる所からすると、この馬も琉球土産の琉球馬ではなく、日本馬の可能性もある。

年次	{進貢物品}							{国王附搭物品}					
	船字号	馬	硫	黄	刀等	象牙	束香	丁香	檀香	胡椒	蘇木	番錫	胡椒
(單位)		疋		斤		斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤
宣德 1・3・1		2	1	万									
正統 4・3・6	順	2	2	万									
成化 5・8・15	◎ 德	15	2	万							5000	500	1500
6・9・7	智	15	2	万	*	400	200			400	6000	500	1000
8・9・28	◎ 德	15									8000	1000	1000
9・9・3	義	15	2	万							1万		1000
10・9・3	◎ 恭	15	2	万	*	200	500	200		1000	1万		1000
10・9・3	寿	15	2	万							1万		1000
11・8・26	勝	15	2	万	*	200	300	200	200	1000	8000	500	1500
12・9・15	◎ 寧	15	2	万	*						5000		1500
12・9・15	寿	15	2	万	*	200	200	300	200	1000	5000		1500
13・8・20	義	15	2	万	*						5000		1500
13・8・20	礼	8	1	万5000							5000		1500
13・8・20	勝	15	2	万							5000		1500
15・9・26	◎ 礼	10	1	万5000	*				(乳香)		5000	1000	1500
17・8・12	◎ 礼	15	2	万		200	200	200	200	200	3500	500	1500
17・8・12	◎ 義	15	2	万							3500	500	1500
19・8・6	◎ 義	15	2	万							5000	500	1500
19・8・6	◎ 礼	15	2	万							5000	500	1500
19・8・6	◎ 安	15	2	万							5000	500	1500
21・8・12	智	4	4	000							3000	500	1000
21・8・12	礼	15	2	万							5000	1000	1500
21・8・12	義	15	2	万							5000	1000	1500
22・9・25	◎ 安	15	2	万	*				100	200	4000	500	1000
23・8・11	◎ 智	15	2	万	*	200		200		1000	4000	500	1000
23・8・11	◎ 礼	15	2	万					(番錫)		4000	500	1000
23・8・11	義	15	2	万	*			200	200	500	4000	500	1000



	6 · 8 · 13	◎ 福	15	2 万					4500	1000	1000
	6 · 8 · 13	康	15	2 万						4000	1000
	8 · 8 · 7	◎ 義	15	2 万					5000		1000
	9 · 8 · 13	寧	10	2 万					5000	1000	
	9 · 8 · 13	壽	15	2 万					5000	1000	
	12 · 9 · 15	寧	15	2 万					5000		
嘉靖	2 · 8 · 17	◎ 仁	15	2 万					2000		1000
	4 · 8 · 15	仁	15	2 万							1000
	8 · 8 · 15	天	4	1 万				(倭銅)		1000倭銅	1000
	10 · 8 · 12	◎ 天	10	2 万	*	100		1000		倭銅	1000
	14 · 2 · 8	◎ 扞			*	500	200	200	1000	倭銅	1000
	16 · 8 · 20	◎ 黃	15	2 万	*				1000	紅銅	1000
	16 · 8 · 20	◎ 宇	8	1 万					1000	紅銅	1000
	18 · 8 · 1	宙	6	2 万					1000	紅銅	1000
	20 · 1 · 22	◎ □	4	1 万	*	200			1000	紅銅	1000
	24 · 1 · 11	仁	10	2 万					1000		1000
	26 · 3 · 7	◎ 義	15	2 万	*	200	100		1000		1000
	26 · 3 · 7	◎	6	1 万					1000		1000
	28 · 2 · 13	◎	4	5000					1000		1000
	30 · 8 · 16		10	1 万5000					1500		500
	34 · 1 · 10	◎	10	1 万5000					1000		500
	36 · 2 · 9	◎	8	2 万	*	200	100		2000		
	36 · 2 · 9	◎	6	1 万				(蘇木)	2000		
	38 · 9 · 25	◎	4	1 万	*	170	100	1000	(番錫)	2000	
	40 · 9 · 13	◎	6	1 万	*	260		2000	500	2000	
	42 · 2 · 15	◎	6	1 万5000					2000		
	44 · 2 · 22		6	1 万	*			1000	2000		
	46 · 2 · 17		6	1 万	*			1000	2000		
隆慶	2 · 2 · 23	◎			*			1400	2000		
	3 · 2 · 15	◎	4	1 万	*			500	2000		
	5 · 2 · 21	◎	4	1 万	*	100		1300	2000		

万曆 2 · 2 · 20			*		(土夏布)
11 · 2 · 30 ◎	4	1 万			200疋
14 · 9 · 21	2	6000			
19 · 閏 2 · ◎	4	1 万			〃 200疋
24 · 9 · 8	4	1 万	*		〃 200疋
27 · 2 · 27	4	1 万	*		〃 200疋
29 · 9 · 11 ◎	4	1 万			〃 200疋
30 · 9 · ◎			*		
33 · 10 · 20	4	1 万	*		〃 200疋
37 · 5 · ◎		2000			
38 · 1 · 20 ◎		4000			
38 · 9 · 2	4	1 万			〃 200疋
40 · 1 · 26 ◎	4	1 万	*		〃 200疋
41 · 2 · ◎	4	1 万			〃 200疋
42 · 2 · 9 ◎	4	1 万			〃 200疋
天啓 3 閏 10 · 16 ◎	4	1 万			〃 200疋
6 · 2 · 9 ◎	4	1 万			〃 200疋
崇禎				胡椒	
2 · 12 · 9 ◎			*	〃 1000 200	〃 200疋
3 · 11 · 9 ◎	4	1 万			〃 200疋
4 · 3 · 16 ◎			*		(紅銅)
6 · 10 · 15 ◎			*	500 500	〃 200疋
7 · 9 · 11 ◎	4	1 万			〃 200疋
8 · 2 · 19			*		〃 200疋
9 · 10 · 8 ◎	10	2 万		螺殼3000個	〃 200疋
11 · 10 · 20 ◎	5	6300		海螺殼1500個	〃 200疋
13 · 2 · 2 ◎	10	1 万2600		海螺殼3000個	〃 200疋
15 · 3 · 7 ◎	10	2 万		海螺殼3000個	〃 200疋
17 · 2 · 28 ◎	10	2 万		海螺殼3000個	〃 200疋